

# 川崎市屋外広告物審議会委員の募集について



川崎市屋外広告物審議会は、広告物の規制や在り方及び掲出物件の構造などについて調査審議するために設置されているものです。現在、学識経験者8名、広告業の代表者2名及び市民委員3名の計13名で構成されております。

本市における屋外広告物について意見を述べ、検討していただく市民の方を募集します。

## ●申込資格

- ①原則として年齢20歳以上の方。
- ②原則として本市に引き続き1年以上居住している方
- ③本市の附属機関等の委員となっていない方。
- ④市職員ではない方。

## ●募集人数

3名以内

## ●任 期

委嘱日（4月1日を予定）から平成26年3月31日まで

## ●申込方法

(1) 市販の罫紙、便せん等の用紙に次の事項を記載したもの（以下、申込書という。）に、小論文を添付してお申込ください。

ア 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日

イ 現在の職業

ウ 市民となった日

エ 職歴（主なもの）

オ 活動経験（福祉、環境等のボランティア活動、青少年等の団体等での活動、市政モニター等の活動経験をお持ちの方は、主な経歴を記載してください）

(2) 小論文のテーマ 「屋外広告物と都市景観について」

・屋外広告物と都市景観におけるあなたの考え方や提案を800字程度で述べてください。

【参考】 ・屋外広告物とは、

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
  - ②屋外で表示されるもの
  - ③公衆に表示されるもの
  - ④看板、立看板、はり紙、はり札、広告旗、  
広告塔、広告板、建物その他の工作物等に  
掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの
- 以上の4つの要件をすべて満たすものをいいます。



詳細は web でも確認できます。 <http://www.city.kawasaki.jp/53/53rosei/home/okugai/index.htm>

## ●申込期限

平成24年2月10日（金）までに持参または郵送してください。（郵送は2月10日必着）

## ●選考方法

(1) 川崎市屋外広告物審議会公募委員選考委員会を設置し、書類選考及び書類選考通過者に対する面接を行います。

(2) 選考結果については、申込者全員に通知します。

## ●申込先 及び 問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市建設緑政局道路管理部路政課屋外広告物係

電話番号 044-200-2814（直通）

FAX 044-200-3978